

居宅介護支援事業運営規程

（事業の目的）

第1条 今津赤十字ケアプランセンター（以下、本会）が実施する指定居宅介護支援の事業（以下、本事業）は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 本事業は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 - 4 本事業の運営に当たっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設及び関係機関等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 今津赤十字ケアプランセンター
- （2） 所在地 福岡市西区今津377（今津赤十字病院内）

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 今津赤十字ケアプランセンター（以下、本所）に従事する職員の職種、員数及び職務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 管理者 1 名

管理者は、本所の介護支援専門員その他の従事職員の管理、本事業の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従事職員にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- （2） 介護支援専門員 1 名以上

それ以上については、利用者の状況に応じて増員する。

介護支援専門員は、要介護者等又はその家族等からの相談を受けて、当該要介護者等が、その心身の状況や置かれている環境等に応じて居宅サービスを適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

- 2 職員は、利用者等のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員は、本業務の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会、異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、介護支援に必要な知識、技術の取得等自己研鑽に努めるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 本所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、創立記念日(5月1日)、年末年始(12月29日より翌年1月3日)、国民の祝日が日曜日にあたるときはその翌日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 相談の場所 本事業所の相談室(必要に応じ居宅訪問を実施)
- (2) 課題分析表の種類 MDS-HC方式
- (3) 居宅訪問の頻度 必要に応じて、月1回程度

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施地域は、福岡市 西区(離島を除く)、糸島市の区域とする。

(利用料等)

第8条 通常の事業実施地域以外の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

- (1) 実施地域外から、片道10km未満 負担なし
 - (2) 実施地域外から、片道10km以上は1km増すごとに100円加算
 - (3) その他の費用の徴収が必要となった場合については、その都度利用者等と協議し、同意を得たものに限り徴収する。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書(記名押印)を受けるとする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営に関する留意事項)

第10条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務推進体制を整備する。

- 2 事業所は、全ての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し又蔓延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 7 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
- 8 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、今津赤十字病院と本会の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。